

神戸市先進医療にかかる不育症検査助成事業実施要綱

(目的)

第1条 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は神戸市とする。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者（以下、「対象者」という。）は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 申請時に神戸市内に住所を有し、第5条に規定する検査を受けた女性。
ただし、対象検査を受けた日（以下「検査日」という。）に神戸市に住所を有していた者がその後神戸市外に転居した場合であって、現在の住所地を管轄する自治体（以下「転居後自治体」という。）が実施する助成事業が、検査日に転居後自治体の区域内に住所を有していることを助成要件にしているために、転居後自治体の助成を受けられないときは、この限りではない。
- (2) 流産（生化学的流産を除く。）又は死産の既往が、申請に係るものを含め、2回以上あること。
- (3) 申請に係る検査について、他の自治体が実施する助成を受けていないこと。
- (4) 申請に係る検査を実施した医療機関が、次に掲げる事項について、神戸市に報告することに同意すること。
 - ア 申請に係る検査の結果
 - イ 母親（申請者）の年齢
 - ウ 既往流死産回数
 - エ 申請に係る妊娠における不妊治療の有無及び治療期間
 - オ 申請に係る妊娠における不育症治療の有無及び治療内容
- (5) 前号に掲げる事項について、神戸市が厚生労働省に報告することに同意すること。

(対象となる検査)

第4条 本事業の対象となる検査（以下、「対象検査」という。）は、対象者が受けた次の要件のすべてを満たす検査とする。

- (1) 先進医療として告示されている不育症検査とし、検査を実施した日の属する月の初日までに、先進医療である当該検査を実施する保健医療機関として、厚生労働省の承認を受けていること又は地方厚生局に届出をしていること。
- (2) 保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。

(助成額)

第5条 1回の検査に係る費用の7割に相当する額。(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)ただし、6万円を上限とする。

(助成の申請)

第6条 対象者は、検査日の翌日から起算して3月以内又は対象検査を実施した日の属する年度内(3月31日まで)のいずれか遅い日までに、先進医療にかかる不育症検査助成申請書(様式第1号)、先進医療にかかる不育症検査受診等証明書(様式第2号)、必要書類を添えて、市長に申請を行うものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、その結果を申請者に書面により通知するものとする。ただし、不承認と決定したときは、その理由を付して通知しなければならない。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成を受け、また受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年8月1日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
この要綱は、令和5年4月1日に施行し、令和4年12月1日から適用する。

附則(令和6年3月28日改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱による改正後の神戸市先進医療にかかる不育症検査助成事業実施要綱第6条の規定は、令和6年4月1日以降に実施された治療等について適用することとし、同日前に行われた治療等については、なお従前の例による。

第3条 この要綱の施行前に既に交付されているこの要綱による改正前の様式による文書であって、この要綱の施行後の申請に際して使用されるものについては、この要綱による改正後の様式による文書とみなす。

附則（令和8年3月27日改正）

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。